

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 消費者庁 第1次回答

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等

### 提案団体

島根県

### 制度の所管・関係府省

消費者庁、環境省

### 求める措置の具体的内容

法令で策定が求められている環境関係の計画等について、地方公共団体が一本化できるよう求める。  
また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとすること。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度】

環境関係法令において、都道府県等の地方公共団体に対して、計画・方針の策定が義務(努力義務を含む)付けられている。

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

→温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針

・地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律

→地域計画

・水質汚濁防止法第16条第1項

→測定計画

・食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項

→都道府県食品ロス削減推進計画

#### 【支障事例】

審議会・検討会などの運営をはじめ、計画策定に係る人員や経費の負担が膨大となっている。

#### 【支障の解決策】

課題や施策の共有を主眼として、環境関係の計画等の一本化を図ることで支障が解決すると考える。今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合にも、同様の取扱いとする必要がある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定や改定に要する人員や経費の圧縮を行うことができ、業務の効率化・負担軽減につながる。

### 根拠法令等

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項、水質汚濁防止法第16条第1項、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、清瀬市、豊橋市、宮崎県

○当市では、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画、廃棄物総合計画など、関係法令ごとに計画を定めている。各計画の内容については重複している事項もあり、各計画の担当職員も異なっているため、策定及び実績の集計における調整など余分に時間を要している。関連する法令における計画の一本化は、業務の効率化や負担軽減につながるほか、市民・事業者にもより明確なものとして示すことができると考える。

各府省からの第1次回答

以下の計画等については、地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定いただいて差し支えない。

- 食品ロス削減推進計画（食品ロスの削減の推進に関する法律第12条及び第13条）
- 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項）
- 地域計画（地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項）
- 測定計画（水質汚濁防止法第16条第1項）

この旨が通知、事務連絡その他の手段により地方公共団体に周知されていない場合は、周知をしていきたい。なお、食品ロス削減推進計画については「食品ロスの削減に関する基本的な方針について」（令和2年3月31日消費者庁長官通知）（※）により、既に周知を行ったところ。

※「計画の策定については、新たな計画策定のみならず、廃棄物処理計画等の既存の計画等の中に位置づけることも含め、各地方公共団体に柔軟に御対応いただき、食品ロスの削減に向けた取組を推進して頂きたいと考えております。」

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 消費者庁 第1次回答

管理番号

26

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

地方消費者行政強化交付金制度における強化事業に係る費目間流用に関する制限の緩和

### 提案団体

福岡県、九州地方知事会

### 制度の所管・関係府省

消費者庁

### 求める措置の具体的内容

地方消費者行政強化交付金の強化事業において、事業の目的及び内容の変更が無いものであって、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限を緩和すること。

### 具体的な支障事例

#### [現行制度について]

・地方消費者行政強化交付金の強化事業を実施する場合、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領(以下、「実施要領」と表記)第3(2)に基づき、消費者庁に対して、指定する日までに実施計画書を提出することとなっている(例年、事業実施の前年度1月下旬に依頼があり、2月中旬を締切とされている)。(強化事業実施計画書は、地方消費者行政強化交付金交付要綱別紙様式1の別紙2を用い、事業ごとに費目、積算内容、金額を記載)。

・また、実施要領第4(1)②により、事業の内容及び経費の配分の変更(※以下の軽微な変更を除く。)をする場合は、その旨を記載した申請書を消費者庁に提出し、承認を受けなければならないこととされている。

※軽微な変更(実施要領第4(5))

①採択されたそれぞれの事業において、事業経費のいずれの費目においても増額するものがなく、総事業費の減額が20%以内であるもの。

②採択されたそれぞれの事業において、事業経費の費目間の配分の変更にあつては、いずれの費目においてもその変更額が20%以内であるもの。

#### [制度見直しの必要性]

①計画書提出の締切りが事業実施の前年度であることから、必要額を正確に計上することが困難であること。

②数万円の少額な事業も多数存在するため、現行基準を超える事業経費の費目間の流用が容易に起こり得ること。

#### [求める措置の内容]

事業の目的及び内容の変更が無いものであって、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

消費者庁、都道府県及び市町村の事務の軽減が期待される。

### 根拠法令等

平成30年3月28日付け消教知第73号地方消費者行政強化交付金交付要綱、平成30年3月28日付け消教知第74号地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、秋田県、茨城県、ひたちなか市、栃木県、群馬県、高崎市、相模原市、新潟県、山梨県、可児市、岐南町、富士市、名古屋市、豊橋市、京都府、八幡市、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島市、防府市、徳島県、熊本市、宮崎県

○当市では、当初計画していた強化事業「食品ロスに関する講演会の開催」が新型コロナの影響により、オンライン開催に変更となった。実施計画書を変更して提出したが、流用制限があったため対応に苦慮した。交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。

○当県において、強化事業を実施する際、事業の目的及び内容に変更がなく、交付金の支出額の範囲以内であっても、支出額が少額であるため、事業経費の費目間について20%を超える変更が生じている。このため、消費者庁の変更申請の承認の手続を経なければならず、事業実施に支障が生じている。強化事業の実施計画書は、前年度の12月に消費者庁へ要望した予算に基づき作成し、2月に消費者庁へ提出し承認されたものであるため、実施計画書の作成段階では、積算した事業経費の詳細を事前に把握するのは難しく、事業実施の段階で詳細を把握することになる。速やかな事業実施のため、事業経費の費目間の流用制限を緩和する等の必要性がある。

○近年、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出前講座の開催手法を集合形式からオンライン方式に変更することに伴い、費目の配分が変更となる案件が増加しており、本規制に伴う手続は当団体の負担となっている。

○令和3年度に、強化交付金対象事業の1つである「国が指定する研修への参加」事業を実施したが、当初予定していた国民生活センターの研修所での研修について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から不参加とし、当初予定していなかった一般財団法人主催の研修(交付金対象)をオンラインで受講した。結果、事業経費は当初申請の事業経費より減額となったが、負担金が当初申請額より20%超増額となったため、費目間の流用制限により変更交付申請が必要となった。事業経費は交付金の支出額内であるのに、費目間の流用制限により変更交付申請を行う必要がある現行の規定は、非効率であり、効率的な運用が可能となるように改善を求める。

○当県においても、少額な事業が多数あり、変更交付申請(費目ごとに20%を超える流用)を行う必要が頻繁に生じ、事務の負担になっている。

※全国知事会においても同様の趣旨の内容を要望検討中。

○新型コロナウイルスの影響等、情勢が変化する中で、交付決定額内の数万円の流用であっても、変更申請から交付決定まで約1か月かかり、事業開始に支障が生じるため、事業経費や費目間の流用制限を緩和することで、自治体が臨機応変に事業を実施できるようにしてほしい。

○現行制度においては、事業における費目の追加や20%を超える経費配分の変更があれば変更申請が必要とされている。また、当府においても、特に少額の事業において、総事業費の中で事業内容の軽微な変更を行う場合や、数千円であっても当初の想定経費額と見積額に差が生じた場合などにおいても、その都度変更申請を行う必要がある状況となっている(例:当初オンライン開催を予定していたが事業効果の観点から対面開催に変更した場合に会場の使用料が必要になるケースや、総事業費を変更しないものの当初の想定より講演回数を若干増やしたり遠方の講師に依頼することになり増額が必要になるケース等)。そのため、提案団体同様に、事業の目的及び内容に変更がないものであって、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限を緩和する等、効率的な運用となるよう改善をお願いしたい。

○地方消費者行政強化交付金の変更承認申請には、消費者庁、都道府県、市町村との連携が必要となり、必要書類の作成には多くの時間を要している。こうしたことから、当該提案は事務の効率化を図るため必要であると考える。

○令和3年度において、提案団体の支障事例と同じ事例があったところ。総事業費が低額なものが多く、実例として10千円程度の費目間流用でも計画変更及び交付申請書の変更が必要となっている。そのため、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。

○事業実施計画書の提出期限が前年度であることから、所要額の正確な把握ができておらず、やむを得ず変更交付申請により対応したが、事業内容の変更が伴わない場合等において変更手続に苦慮した例がある。

○数万円の少額な事業も多数あり、20%以上の費用の減や費目間の流用が容易に起こりうるため、事務が煩雑になっている。

○推進事業の活用期間が終わりを迎え、強化事業へと移行していく中で、今後ますますの強化事業の利用が考えられる。事業の目的や内容に変更ないものの、計画から実施までの間に費目の変更が見受けられ、その都度消費者庁に対して変更の承認申請が必要であり事務負担が大きい。以上のことから、費目間の流用制限の積

極的な緩和を検討頂きたい。

#### 各府省からの第1次回答

少額の費目間流用が生じやすい地方消費者行政強化交付金交付要綱別表【地方消費者行政強化事業】2.  
(1)「国が指定する研修への参加」については、令和4年度より都道府県全体でみることとし、事務負担の軽減を図ったところ。  
今回の提案を受け、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領を見直し、軽微な変更にかかる要件を緩和する方向で検討。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 消費者庁 第1次回答

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し

### 提案団体

京都市

### 制度の所管・関係府省

消費者庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

関係法令等により毎年度の策定が義務付けられている「都道府県等食品衛生監視指導計画」の計画期間について、各地方の自主的な判断に委ねる等の見直しを求める。

### 具体的な支障事例

食品衛生法において、「都道府県等食品衛生監視指導計画」の内容は、「当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない」と定められている。

他方、同法では、同計画について、毎年度の策定を求める非常に短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間を十分に確保することができず、また、計画策定に係る業務負担が過大なものとなっており、実際の監視指導に注力する時間が削がれている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

施策効果の検証の時間を十分に確保することが可能になり、より実効性の伴う計画策定が期待されるとともに、業務負担の軽減に伴い、各自治体の担当者が実際の監視指導により注力することができるようになる。

### 根拠法令等

食品衛生法第24条第1項、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に関する命令(平成21年8月28日内閣府・厚生労働省第7号:最終改正・令和3年5月31日内閣府厚生労働省令第4号)第1条第1項

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、寝屋川市、広島市、福岡県、熊本市、大分県、那覇市

○現在は毎年度の策定が義務付けられているため、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間が不十分である上に、本来の監視指導が計画策定業務負担の影響で十分に行えていない可能性がある。

○食品衛生監視指導計画については、毎年度の策定は不要と考えるが、計画変更の有無に関する毎年の見直しは必要と考える。当県では前年度の違反状況や食中毒発生状況を踏まえ、次年度の計画に反映するようにしている。

## 各府省からの第1次回答

食品衛生監視指導計画は、平成15年の食品衛生法改正時に、食品の生産・製造・加工の技術の高度化、食品流通の広域化等に伴う多様な食品安全の問題に対応するため、国が営業の業種ごとに政令で定めていた一律的な監視回数等の仕組みを廃止した上で、国が定める指針に基づき、地域の実情を踏まえ、都道府県等が年度ごとに当該地域における食品や施設等の監視指導の計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行うこととするために規定されたものである。

大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応が求められるとともに、平成30年の食品衛生法改正で義務化されたHACCPに沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められ、さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須であると考えられる。

また、平成15年の食品衛生法改正において、食品安全行政にリスク分析の理念が導入された。このうち、リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法第13条において規定されるとともに、その具体的内容について、食品衛生法上でも規定がなされているが、食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危機に直結するものであることから、リスク管理を実施する上でリスクコミュニケーションの実施を図ることは極めて重要である。そのため、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、広く住民の意見を求めた上で、当該施策の策定にその意見を反映し、食品安全確保体制を充実させることが重要であると考えており、計画の策定、変更時に広く住民の意見を求める手続は必須であると考えられる。

なお、食品流通が広域化し、各都道府県の区域を越えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけた上で、国が一元的に実施状況等を把握しているところであり、計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であるかを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難と考えている。ただし、国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法(様式等)、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自治体の定めに従って対応することが可能であるため、このことについて改めて周知を図ることとする。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 消費者庁 第1次回答

管理番号

258

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること

### 提案団体

神戸市

### 制度の所管・関係府省

消費者庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

食品衛生監視指導計画の策定に係る弾力的な運用を行うこと、また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定は不要とし、策定後の国への報告を省略すること。

### 具体的な支障事例

食品衛生監視指導計画は都道府県等が、地域の実情を踏まえて、国内流通食品等の検査や食品等事業者の監視指導等を効果的かつ効率的に行うことを目的として、年度ごとの計画として策定するものとされている。計画に変更がない場合であっても、毎年度策定しなければならず、策定後、国に報告を求められるため、多大な事務負担が生じている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。

### 根拠法令等

食品衛生法第24条、第70条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、寝屋川市、広島市、福岡県、那覇市

○監視指導計画の厚生労働省への提出は、公印を押し、紙媒体での提出が必要とされており事務負担が生じている。消費者庁宛での提出同様に、メールでの提出、あるいは、NESFD への掲載とすることを求める。  
○食品衛生監視指導計画については、毎年度の策定は不要と考えるが、計画変更の有無に関する毎年の見直しは必要と考える。当県では前年度の違反状況や食中毒発生状況を踏まえ、次年度の計画に反映するようにしている。また、国への報告は省略可能と考える。

### 各府省からの第1次回答

食品衛生監視指導計画は、平成15年の食品衛生法改正時に、食品の生産・製造・加工の技術の高度化、食品流通の広域化等に伴う多様な食品安全の問題に対応するため、国が営業の業種ごとに政令で定めていた一律的な監視回数等の仕組みを廃止した上で、国が定める指針に基づき、地域の実情を踏まえ、都道府県等が年度ごとに当該地域における食品や施設等の監視指導の計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行うこととす



るために規定されたものである。

大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応が求められるとともに、平成 30 年の食品衛生法改正で義務化された HACCP に沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められ、さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須であると考え。

また、平成 15 年の食品衛生法改正において、食品安全行政にリスク分析の理念が導入された。このうち、リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法第 13 条において規定されるとともに、その具体的内容について、食品衛生法上でも規定がなされているが、食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危機に直結するものであることから、リスク管理を実施する上でリスクコミュニケーションの実施を図ることは極めて重要である。そのため、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、広く住民の意見を求めた上で、当該施策の策定にその意見を反映し、食品安全確保体制を充実させることが重要であると考えており、計画の策定、変更時に広く住民の意見を求める手続は必須であると考え。

なお、食品流通が広域化し、各都道府県の区域を越えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけた上で、国が一元的に実施状況等を把握しているところであり、計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であるかを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難と考えている。ただし、国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法(様式等)、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自治体の定めに従って対応することが可能であるため、このことについて改めて周知を図ることとする。